

◆意見1

1. 意見の該当箇所

P5 2 対策の考え方（1）目指すべき姿の4行目

「高い温室効果を持つフロン類等の環境排出を2050年までにほぼ廃絶する」ことが将来像として想定されている。

2. 意見の概要（100字以内で記載）

「高い温室効果を持つ」という表記は削除するべき。

3. 意見及び理由

中環審の「2013年以降の対策・施策に関する報告書」では、「代替フロン等3ガスについて、「低 GWP 冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質の無い分野における排出抑制の徹底により、排出がほぼゼロになっており」とは書かれているが、「高い温室効果を持つフロン類の環境排出を2050年までにほぼ廃絶する」とはなっておらず、同意ではない。GWPの高・中・低は定義されておらず、「高い温室効果を持つフロン類」のGWPの値も明らかにしないまま、きわめて限定的に「全廃する」というのは将来目指すべき姿としてふさわしくない。ここでは、将来めざすべき姿として「フロン類の排出をゼロにすること」を明記すべきである。

◆意見2

1. 意見の該当箇所

P7～8 1 フロン類使用のノンフロン・低GWP化促進に関するHFC32の扱いについて

2. 意見の概要（100字以内で記載）

HFC32を「低温室効果冷媒」と位置づけて表記するのをやめ、自然冷媒の事例などを明確に記載すべき

3. 意見及び理由

HFC32はGWPが675と高く、低温室効果冷媒とは言えない。

表1で、業務用空調や家庭用空調の低温室効果冷媒への転換に向けた状況として「当面の新冷媒候補例はHFC32」とし、備考でも「HFC32は現状製品に比べれば、コスト・効率とも大幅に改善可能」と記載されているが、HFC32を代替候補として国が率先して進めるべきではない。

業務用空調に関しては、ビルの大型空調などで自然冷媒をつかった吸収式の機器が従来からある。

家庭用エアコンについては、中国やインドなどで炭化水素を冷媒にしたエアコンが商品化しており、炭化水素などの安全性評価を早急に行ない、日本でも実用化に向けた保安上の規格やルールを整備すべきである。

◆意見 3

1. 意見の該当箇所

P8 表1 カーエアコンの備考欄について

2. 意見の概要（100字以内で記載）

C02 冷媒の可能性を追加すべき

3. 意見及び理由

昨年、ドイツの自動車メーカーであるダイムラー社やフォルクスワーゲン社が、HFC1234yfの危険性の大きさから冷媒として使用しないことを宣言し、「C02冷媒が最良」として、実用化するまでHFC134aを使用し続けると発表した。

日本でも HFC1234yf の影響評価は十分とは言えず、HFC134a を使用し続けることも問題であり、早急に C02 冷媒の実用化が求められる。カーエアコンの C02 冷媒の研究開発や実用化に向けても政策的に方向付けをしていくことが必要である。

◆意見 4

1. 意見の該当箇所

P10～11 フロン類の実質的フェーズダウンと「表3 低GWP化に向けた取組み事例」

2. 意見の概要（100字以内で記載）

低 GWP の冷媒開発と転換をメインにおくのではなく、フロン類からの用途規制や使用制限を念頭に置いた方向づけにすべき。また HFC32 の表記は削除、エアゾール・断熱材の HFO についても削除すべき。

3. 意見及び理由

将来フロンの排出をゼロとするためには、フロン類からの脱却を最優先事項とすべきである。もともと技術的に脱フロンが確立している分野については、フロンの用途規制をしていく必要があるが、このレポートでは触れられていない。

「実質的フェーズダウン」としながら、フロン類生産量の制限を設けず“低GWP”という形で生産を許容し続けていくのではなく、フェーズアウトに向けた方向付けが必要ではないか。その点で、HFC32はGWPが675もあり、低GWPとは言えないため表3からは削除する。また、エアゾールや断熱材についてもすでにノンフロン技術で実用化しているため、用途規制すべき対象であり、ここでHFC1234zeやHFC1234yfへの代替化を促すべきではない。

◆意見 5

1. 意見の該当箇所

P10 フロン類の実質的フェーズダウン（ガスメーカーによる取組）

2. 意見の概要（100字以内で記載）

ガスメーカーによる取組みとして、生産量・出荷量をガス別、用途別に実量（GWP 換算しないもの）で報告させることを明記する。

3. 意見及び理由

フロン類の対策を検討する上で、フロン類の生産量・出荷量のデータは不可欠である。今、フロンの放出量はすべて推計値にとどまり、分母になる数値があいまいで回収率や漏洩率も正確な値を検証することすらできない。フロンの回収や漏洩を防止するという対策を検証するためにも、大本の生産量から把握するしくみが必要である。

フロンメーカーはフロン類の生産量・出荷量をガス別・用途別に報告し、国はその情報を開示することとするべきである。